

川崎市告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎
市中原老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市老人福祉セ
ンター条例（昭和41年川崎市条例第7号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
川崎市中原老人福祉センター	川崎市中原区井田3丁目16番2号

2 指定管理者となる団体

名称	所在地
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会	川崎市中原区上小田中6丁目22番5号

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）